

監査公表第4号

平成30年（2018年）7月4日

| | | | | |
|---------|---|---|-----|---|
| 札幌市監査委員 | 藤 | 江 | 正 | 祥 |
| 同 | 窪 | 田 | もとむ | |
| 同 | 武 | 市 | 憲 | 一 |
| 同 | 本 | 郷 | 俊 | 史 |

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（平成30年7月2日付け札総第933号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第933号

平成30年（2018年）7月2日

| | | | |
|---------|----|-----|---|
| 札幌市監査委員 | 藤江 | 正祥 | 様 |
| 同 | 窪田 | もとむ | 様 |
| 同 | 武市 | 憲一 | 様 |
| 同 | 本郷 | 俊史 | 様 |

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（平成30年度監査報告第1号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成29年度第3回定期監査（事務監査）関係

| | |
|--|---|
| 監査対象 | 環境局円山動物園 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(1) 支出負担行為何に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務の調達に当たっては、事前に支出負担行為何書などにより契約締結専決権者までの決裁を経たうえで、見積書の徴取や契約の締結などの一連の調達行為を行うこととされており、調達内容等の変更により経費の増加が見込まれる場合にも、別途これを伺うことが必要となる。</p> <p>しかしながら、検査結果によっては追加検査が必要となるような動物に係る検査については、費用の請求があったときにこの伺書を起票することができるものと認識していたことにより、受託者から受理した納品書等の日付をもってこの伺書を登録し、決裁を受けているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>初回検査、追加検査ともに、検査を依頼する時点で支出負担行為伺いを行うよう変更した。また、年一回実施する動物診療担当課業務研修において、今回の指摘内容を含め支出事務関連規定や具体的な事務手続き方法等の周知徹底を図ることとし、さらに職員会議（全職員出席で月1回実施）においても、庶務担当係長から全職員に対して周知徹底を図り、飼育展示課職員会議（飼育展示課行政職員出席で週1回実施）においても、関係職員に対して周知徹底を図った。</p> | |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 環境局円山動物園 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 役務契約に関する事務処理において、以下のとおり仕様書等で受託者に提出を求めている必要書類を受理していないものがみられた。</p> <p>(ア) 日程等を記載した業務計画書（円山動物園園内倒木処理業務）</p> <p>(イ) 業務責任者の資格証の写し及び雇用関係を証明する書類（円山動物園エレベーター保守業務）</p> <p>(ウ) 監督者若干名の選任届（円山動物園自動ドア保守業務）</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(エ) 業務に係る施行報告書（円山公園駐車場出入庫制御装置機械警備機器設置業務）</p> <p>(オ) 搬出実績内訳表（円山動物園砂搬出業務）</p> <p>今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
|--|---|

≪指摘に対する措置≫

アについて

(ア)～(オ)全てにおいて、それぞれ業者から不足書類の提出を受けた。今後は、業務着手時と完了検査前に提出を受けてない書類がないか職員相互で再度確認するとともに、完了届受領時にも仕様書と照らし合わせ、書類の不足がないことを確認するよう職員会議（全職員出席で月1回実施）において、庶務担当係長から部内全職員に対し、周知を図った。

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 環境局円山動物園 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理の委託に当たっては、排出事業者である市と受託者である同処理業許可業者とが、お互いの役割と責任を明確にするために、所定の事項を記載した委託契約書を取り交わす必要があるが、この契約書において、産業廃棄物処理に関する必要事項の記載及び必要書類の添付がなされていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p> |

≪指摘に対する措置≫

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の内容及び具体的な事務手続き等について関係職員への周知を徹底することとした。また、契約書の様式（ひな形）を見直し、必要事項を必ず明記するよう変更した。

併せて、職員会議（全職員出席で月1回実施）において、庶務担当係長から全職員に対し、上記法律等の勉強会や廃棄物の委託に関する事務についての研修を行った。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 環境局円山動物園 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(4) 石油製品の購入に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>石油製品（ガソリン・軽油等）の購入に係る給油指図書の手続きにおいて、以下の事例のような関係規程の理解不足やチェック機能の不備等に起因すると考えられる誤りが多数みられた。</p> <p>ア 予定数を記載することなく交付しているもの</p> <p>イ 給油指図書で給油を受けることができない携行缶により給油を受けているもの</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ウ 給油指図書は、一葉につき一品目しか給油を受けられないところ、複数の品目で給油を受けているもの</p> <p>エ 給油数を契約者が誤記した場合は、再発行したものに正規の給油数を記入させなければならないところ、これを行っていないもの</p> <p>オ 給油を受けた際に発行される納品伝票が保管されていないもの</p> <p>カ 係長は納品書に事後確認と朱記し、職氏名を記入するとともに確認印を押印しなければならないが、これがなされていないもの</p> <p>このような取扱は不適切であることから、今後は関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
|--|---|

《指摘に対する措置》

ア～カの各指摘事項について、職員会議（全職員出席で月1回実施）において、庶務担当係長から全職員に対し、「石油製品の購入処理基準」（平成3年7月1日財政局長決裁）及び「石油製品購入事務の適正な執行について（通知）」に基づき事務処理を行うよう周知した。さらに、石油製品等の購入事務に関するチェックシートを作成し、これを用いることとした。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 白石区保健福祉部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(2) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業において、同事業の委託料は、契約書に添付された別表によりサービス提供時間に応じた単位数を求め、これを1月毎に合計したものに契約単価を乗じて算出することとされている。</p> <p>役務が完了した際、受託者から事業実績報告書を提出させているが、誤って前年度契約に基づく単位数が記載されたものを受領し、委託料を過大に支出している事例がみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともに、書類の受領時、履行検査及び支出審査時におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |

《指摘に対する措置》

イ 直ちに過払分を受託者から戻入させるとともに、再発防止のため、それぞれ担当する職員が契約書及び業務仕様書の写しを保有し、受託者からの事業実績報告書受領時、履行検査及び支出審査時において、単位数や契約単価に誤りがないか事業実績報告書と照合・確認した上で支出することを徹底し、チェック体制を強化した。

| | |
|---|---|
| 監査対象 | 白石区保健福祉部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 支出事務/(5) 市内旅費に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理しているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係規定を再確認し、今後の書類確認徹底のため、記載例と注意点等をまとめた資料を作成した上で各係の出張命令書の保管つづりに添付したほか、当該事務の適正な取扱いについて、課内全体に周知を行った。</p> <p>また、市内旅費等の支出に係るチェックリストの決裁時に出張命令書を添付することにより、再度課長までの確認を行うこととし、チェック体制の徹底を図った。</p> | |

(2) 平成29年度第3回定期監査（工事監査）関係

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 交通局高速電車部 |
| 監査委員の指摘事項 | <p>第1 指摘事項/1 工事設計/(1) 適正な設計書の作成と、チェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて徹底されたい。</p> <p>ア 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、設計変更時において新たに追加した工種の単価適用月日については、措置必要事項報告書(*)の起案時点とすることと定めているが、単価適用月が措置必要事項報告書の起案月と異なっていたもの</p> <p>イ 工事で使用する仮設材を賃料として計上する際は、仮設材をリース会社から工事現場へ搬入する費用と使用した後の仮設材をリース会社へ返却する費用の往復分を計上する必要があるが、仮設材の運搬費が片道分しか計上されていないもの</p> <p>ウ 機器の価格を見積りにより決定する際に徴収した見積書に記載された金額とは異なる金額を基にして、機器の価格を決定していたもの</p> <p>エ 見積りにより主要機器費の価格を決定する際の端数処理の方法が、「札幌市交通局鉄・軌道車両製造請負積算要領」で定める方法と異なっていたもの</p> <p>(*) 措置必要事項報告書：発注者（工事監督員）は、工事の施行に当</p> |

| | |
|--|--|
| | たり、設計図書と実地とを調査し疑義が生じたとき、または工程、工法、工期等を変更する必要があると認められるとき等に、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、その措置について指示を受けなければならない。 |
|--|--|

《指摘に対する措置》

アについて

変更設計書に添付している変更理由書に新工種及び単価適用年月を明記することで、設計者、検算者・審査員らが確認できるよう、チェック体制の強化を図った。

イについて

当該積算については、設計例を定型化し共有することによる遺漏防止と、チェック体制の強化を図った。

また監査結果と改善方法については平成 30 年 4 月 19 日開催の土木係会議(係全員 11 名)で共有した。

ウについて

速やかに本件について周知を行うとともに、課内で活用している「積算チェックリスト」の内容見直しを行い、審査における確認体制の強化を行った(平成 30 年 3 月 6 日改定)。また平成 30 年 5 月 16 日に関係係員に対して本件のほか監査指摘事項等について周知を行うなど再発防止のための研修を行った(参加者 15 名)。

エについて

監査結果と改善方法について、平成 30 年 4 月 25 日開催の電車技術係会議(車両課長、係長、主査 2 名、係員 6 名全員参加)にて共有した。

高速電車部全体として、過去の指摘事項について繰り返し同じ指摘を受けないよう、平成 27 年度の監査より活用している「定期監査(工事)指摘事項等一覧」に本件を追記し、高速電車部の関係各課長宛に、周知と活用を促す通知文を発出した(平成 30 年 5 月 18 日付)。

(3) 平成 29 年度出資団体等監査関係

| | |
|-----------|--|
| 監査対象 | 一般財団法人札幌市下水道資源公社(下水道河川局経営管理部) |
| 監査委員の指摘事項 | <p>1 出資団体監査/(1) 工事に関する事務</p> <p>ア 適正な設計書の作成とチェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分な事例がみられた。</p> <p>工事等の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて徹底されたい。</p> <p>(ア) 材料等の価格を決定する際に、見積金額に誤りがあることを確認していたにもかかわらず、その金額を修正した見積書を再度徴収していなかったもの</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(イ) 工事で発生する有価物の売却費は一般管理費に積み上げ（減額）計上すべきところを、共通仮設費に積み上げ（減額）計上していたもの</p> <p>イ 工事实績情報の登録を徹底すべきもの 札幌市下水道資源公社「機械・電気設備補修業務共通仕様書」では、請負代金額が500万円以上の工事について、受注者が登録機関へ工事实績情報を登録し、登録機関の発行した登録内容確認書の写しを監督員に提出することと定めている。 しかし、監査した工事において、受注者が工事实績情報の登録を行っておらず、監督員が工事实績情報の登録を確認していない事例がみられた。 今後は、工事实績情報の登録について、受注者への指導と監督員の確認を徹底するよう努められたい。</p> <p>ウ 措置必要事項報告書を適時に提出すべきもの 札幌市下水道資源公社「工事等施行要領」では、設計変更を行う必要があると認められるときは、工事主任は直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、その措置について指示を受けなければならないと定めているが、措置必要事項報告書が変更内容の施行後に提出されていた事例がみられた。 設計変更を行う場合には、工事等施行要領の規程に従い、変更内容の施行前に措置必要事項報告書を提出するよう努められたい。</p> |
|--|--|

《指摘に対する措置》

1 出資団体監査/(1) 工事に関する事務

ア

(ア) 見積書の金額や内容に誤りがあった場合は、速やかに再度徴収するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めている。

(イ) 工事等の設計における積算方法やルールについて、改めて職員研修を行い、設計技術の向上と適正な設計に努めている。

イ 工事实績情報の登録について、「機械・電気設備補修業務共通仕様書」に基づいて行うよう職員研修を行い、新たにチェックリストを作成し確認を徹底している。

併せて、受注者に対しては、工事实績情報の登録を行うよう指導している。

ウ ご指摘の点につきましては、「工事等施行要領」に基づいて行うよう職員研修を行い、適正な事務処理に努めている。

| | |
|-----------|---|
| 監査対象 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(保健福祉局高齢保健福祉部) |
| 監査委員の指摘事項 | <p>2 公の施設指定管理者監査/(1) 委託業務の対価を契約どおりに支払うべきもの</p> <p>各老人福祉センターでは、入浴の受付や館内の施設管理を外部委託しており、その委託料は実働時間数に契約単価を乗じて得た</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>金額を支出している。このうち、一部の施設に関する委託料について、相手方が誤って前年度の契約単価に基づいて請求しているにもかかわらず、確認不足により、その請求金額のままに委託料を支払っている事例がみられた。</p> <p>今後は、確認を徹底のうえ、適正に支出事務を執行されたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>再発防止のため、チェック体制の強化を図ります。</p> <p>具体的には、「契約書及び業務委託料の契約金額一覧」等を使用し、支出事務において担当部門の担当者及び係長職（不在の場合は課長職）により、契約金額、請求金額及び単価の相互チェックを行います。</p> <p>さらに、担当部門のみではなく財務部門においても同様のチェック体制の強化を図り、適正に支出決定するよう改善いたします。</p> <p>なお、不足分の委託料については、すでに契約金額を遵守し清算しております。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>監査対象</p> | <p>社会福祉法人札幌慈啓会（保健福祉局高齢保健福祉部）</p> |
| <p>監査委員の指摘事項</p> | <p>2 公の施設指定管理者監査/(2) 現金出納に関する確認を適正になすべきもの</p> <p>現金の管理に当たっては、法人の規程によると、毎日の現金出納終了後の残高について、帳簿上の残高との照合と会計責任者による確認を要するが、札幌市拓寿園で取り扱う小口現金については、現金の異動があった日においても、帳簿への記録、照合及び確認がなされていない事例がみられた。</p> <p>事故を未然に防止するため、規程を順守のうえ、適正に現金を管理されたい。</p> |
| <p>《指摘に対する措置》</p> <p>経理規程第 31 条を再確認し、職場内で現金管理の正しい事務処理について共通認識を図った。また、事務処理は、速やかに現金の異動の有無に関わらず、毎日、出納職員から報告を受け、現金と帳簿の照合を会計責任者が確認することとする。</p> | |

2 意見への対応(平成30年度監査報告第1号に掲載された意見に係るもの)

| | |
|---|--|
| 監査対象 | 交通局高速電車部 |
| 監査委員の意見 | <p>第2 意見/1 非飛散性アスベスト廃棄物の飛散防止措置の記録について</p> <p>環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」では、非飛散性アスベスト(*) 廃棄物の飛散を防止するため、運搬されるまでの間、覆いを設け、こん包するなど必要な措置を講ずるよう定めているが、今回監査した工事において、飛散防止措置の状況を写真等で確認できない事例がみられた。</p> <p>発注者は、非飛散性アスベスト廃棄物の飛散防止措置が適切であることを確認するため、写真等の記録を残すよう監督職員に周知するとともに、受注者を指導するよう要望する。</p> <p>(*) 非飛散性アスベスト：アスベストとセメントやけい酸カルシウム等を一体に成形した板等のアスベスト含有建材。そのままでは飛散性はないが、建築解体等に伴って発生した廃棄物は、破砕等により表面や破断面からアスベストが飛散して、健康や環境に影響を及ぼすおそれがある。</p> |
| <p>《意見に対する措置》</p> <p>非飛散性アスベスト廃棄物の飛散防止措置が適正であることを確認するため、当該措置について写真等に記録することが必要である。</p> <p>原因は、写真撮影箇所について、施工業者との協議が不十分であったためと認識しており、今後は、再発防止の研修を行い職員への周知を徹底することとした。平成30年4月19日に関係係員に対して再発防止のための研修を行った(参加者11名)。</p> | |